



公益社団法人大阪聴力障害者協会

FAX 06-6748-0383
TEL 06-6748-0380

昭和 53 年 8 月 18 日 第 3 種郵便物認可

No.671

〒 537-0025 大阪市東成区中道 1-3-59

大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター
聴覚障がい者支援センター (手話)

年間購読料 2,000 円【一部 200 円】
(会員は会費の中に含まれています)

2022 年 (令和 4 年)
3 月 1 日発行
(毎月 1 日発行)

http://www.daicyokyo.jp/

郵便振替口座 00900-9-59377

旧優生保護法に関する学習会



2018年1月、宮城県の被害女性が、国家賠償請求訴訟を提起しました。当事者からの訴訟により、国や都道府県が本格的な調査を開始しました。強制不妊手術を強いられた大阪府の被害者は610名。ただ、全

ての個人資料が残っているわけではないので、実際の被害者も多々、詳細は不明なままです。2018年4月から、全日本ろうあ連盟が調査を開始し、今も継続中です。2019年5月、宮城県の被害女性の裁判は、除斥期間を根拠に請求棄却する一方、国の憲法違反を認めるというあいまいな判決が下されました。その後、東京、大阪、北海道でも裁判が行われましたが、いずれも、同じような判決でした。強制不妊手術が行われていた頃、手話通訳制度がなく障害者差別がひどい時代でした。そして、医者や両親から、十分な説明を受けられないまま、聴覚障害者は手術を強いられました。弁護団は、このような状況下におかれていた聴覚障害者に対して、除斥期間を適用することは不当であり、国の責任は明白であるとしています。現在、大阪では、2件の裁判が進行中です。

講演終了後の質疑応答で、長宗政男常任理事は、「ろう者と手話関係者がともに優生思想について学びながら、様々な取り組みを行っていきたい。そして、身近な人に訴え、支援者を増やしていくことが重要です。そうしていくことで、1人でも多くの被害者を救済していきたい。」と発言し、講演を締めくくられました。

法人後援会

旧優生保護法とは？

1月21日(金)、大阪府立福祉情報コミュニケーションセンターで、旧優生保護法に関する学習会を開催しました。参加人数は43名でした。講師に長宗政男常任理事を招いて、旧優生保護法の内容などについて、わかりやすく講演して頂きました。

旧優生保護法は、戦前〜戦後の混乱期の間、食糧難に対する人口抑制策として、ドイツで制定された法律が元になっています。この法律の影響を受けた日本も日本版優生保護法を制定しました。この保護法の考え方は、障害者差別が根底にあり、不良な子孫と位置付けている障害者の出生を防止しています。障害者を等しい人間として認めておらず、重大な人権侵害です。

2018年5月、宮城県の被害女性の裁判は、除斥期間を根拠に請求棄却する一方、国の憲法違反を認めるというあいまいな判決が下されました。その後、東京、大阪、北海道でも裁判が行われましたが、いずれも、同じような判決でした。強制不妊手術が行われていた頃、手話通訳制度がなく障害者差別がひどい時代でした。そして、医者や両親から、十分な説明を受けられないまま、聴覚障害者は手術を強いられました。弁護団は、このような状況下におかれていた聴覚障害者に対して、除斥期間を適用することは不当であり、国の責任は明白であるとしています。現在、大阪では、2件の裁判が進行中です。

2021年11月、「強制不妊訴訟不当判決にともな立ち向かうプロジェクト」主催の集会在皮切りに、裁判関係者の全国組織化の検討を開始しました。そして、2月8日に、「優生保護法裁判の勝利をめざす全国集会(仮称)」を開催し、全国組織化の発足を目指しています。

